第12回憲法うたごえカフェ

憲法に緊急事態条項は必要か
円居愛一郎弁護士

新聞記者から見た憲法と福井
一新聞記者

高検検事長定年延長問題と憲法
海道宏実弁護士

福井市９条の会では、2016年度より、福井音楽9条の会とともに、日本国憲法をゼロから学ぶとともに気軽に語り合う憲法うたごえカフェを定期的に開催しています。
今回は、最近話題になっていることをテーマに3人の方に話題を提供していただき、そこから憲法を学びあいたいと思います。

参加申込み・お問い合せは
福井市9条の会　福井音楽9条の会
事務局　ひだまり法律事務所内　茂呂信吾
TEL：0776-43-0838　http://fukui03.sakura.ne.jp